

牟田事務所 許可可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2015. 05

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 地方公共団体の40%が歩切り

歩切り(ぶぎり) 建設工事費の積算において、各項目の単価の端数を値下げのためだけに理由もなく切り捨てることをいいます。4月28日、国交省・総務省は、公共工事の入札で予定価格を根拠なく引き下げる「歩切り」の実態調査結果を発表しました。全地方自治体(1788 団体)の回答によると、今年1月1日時点で、約4割(757 団体)が歩切りを実施していたことが判明しました。そのうち3分の2の団体は「見直す予定」としましたが、残り156 団体は見直しに否定的な考えを示したそうです。



歩切りは法律違反 公共団体が法律違反、これって？

公共工事品確法第7条により「歩切り」は禁止されています。ダンピング受注を助長し、公共工事の品質、安全の確保もままなりません。下請け業者や現場の職人さんへのしわ寄せも大変です。**法定福利費**の確保もできません。納得がいきませんね。

許可(更新)申請 必要書類が追加 4/1～

従来の取締役に加え、顧問、相談役や、100分5以上の個人株主等に関する書類が必要になりました。ご協力をお願いします。

また、役員や使用人の略歴書(経營業務管理責任者を除く)に職歴の記載が不要になりました。生年月日や使用人の生年月日・住所の記載も不要になりました。事務の簡素化です。

黄綬褒章 受章 伊藤工業 伊藤順一社長 建設躯体関係

春の褒章の発表がありました。

黄綬褒章は、その道一筋に頑張ってきた方へのご褒美建設躯体関係での受章ですが、労働保険事務組合どりかむ21の立ち上げにも尽力いただきました。どりかむ21や牟田事務所が受章したように嬉しいです。おめでとうございます。



★建設業★ ★運送業★ ★産廃★※役員就任、人事異動※

人事異動 役員退任・就任 変更届等

建設業や運送業、産廃他の許可認可をお持ちのお客様、役員・技術者・管理者、施設・設備等変更のご連絡は頂いていますか。それぞれの法律によって決められた期間内に届出が義務づけられています。 **変更のご連絡は頂いておりましたでしょうか。ご確認お願いいたします。**

		建設業	運送業	産廃
役員等	代表者変更	※30日以内	※遅滞なく	※10日以内 (許可証の書換)
	就任	同上	7/31までに 前年 7/1～6/30分	同上
	退任	同上	※遅滞なく	同上
	変更 (常勤⇄非常勤)	同上	※遅滞なく	同上
	氏名	同上	※遅滞なく	同上
営業所	政令使用人の 交替	※2週間以内	無し	同上
	所在地	※30日以内	認可申請が必要 認可が降りるのに2 月程度(車庫も同様)	同上
	名称	同上	同上	同上
	新設	同上	同上	同上
	廃止	※30日以内		同上
その他	商号変更	※30日以内	※遅滞なく	同上(許可証の書換)
	資本金の変更	※30日以内	※遅滞なく	同上
	廃業届	※30日以内	※30日以内 休止も同様	同上
事業報告等	事業年度報告	事業年度経過後4月 以内	事業報告事業年度経過 後100日以内	紙マニフェストの場合 当該年度6/30までに 前年度の実績を報告
	実績報告	使用人数・定款の変 更も合せて	実績報告7/10まで に(前年4/1～3/31分)	
管理者 他		経營業務管理責任者 ※2週間以内 専任技術者 ※2週間以内 国家資格者・監理技術 者変更・追加・削除 事業年度経過後4月以内	運行・整備管理者の 選任、解任 ※遅滞なく	実績報告、県外搬入 届・報告書 当該年度6/30までに 前年度の実績を報告

謄本添付で
すから、実際
には、10日
以内は難し
いです。遅延
理由書等添
付しますが
...

※は、事実発生後

取締役(主任者)の常勤・非常勤 ちょっと待って、その役員定年 準備は？

建設業許可では、「経營業務の管理責任者」(営業取引上対外的に責任を有する地位にあり、建設業の経營業務について総合的に管理し、執行した経験を有した者)として、常勤の取締役としておくことが必要です。



最近、65歳社長定年を目指して、息子さんを取締役に就任させ、ご自身は65歳で代表取締役でいながら報酬をなしにして、社会保険を外してしまわれる社長さんがおられます。税理士先生のアドバイスで、老齢年金を満額受け取るためだそうです。

その時に、息子さんが**取締役**に就任して**5年(若しくは1年)以上経過**していれば問題ありませんが、中には5年に満たないケースがあります。他の公的書類で常勤が証明できればいいのですが、左の表のように「経營業務の管理責任者」に変更があった場合は2週間以内の届出になっていますので、2週間経過した時点で許可が失効してしまいます。更新どころか一旦廃業、5年経過後に新規許可申請ということになります。ご注意ください。

ちなみに、宅建(宅地建物取引業)の宅建主任者も常勤でなければなりませんので、社会保険は必須ですね。



産廃 法定講習 修了者の兼任？

産廃は、新規許可申請または5年ごとの更新許可申請時に法定講習の修了者がいることが必要になっています。取締役がこの講習修了者となるケースがほとんどです。この修了者！、数社掛け持ちでも構わないんです。大きさに言えば全国の関連会社数十社の修了者となることのできるんです。ちょっと変な気がしますが…。もちろん、会社ごと、事業場毎に常勤の講習修了者を確保して頂きたいので、牟田事務所では定期的な受講をお勧めしています。

安全運転管理者等の届出 うちの車って何台あるの？

道路交通法の規定により、安全運転に必要な業務を行わせるため、一定の第数以上の自動車の使用の本拠毎に、安全運転管理者を選任し届出する必要があります。

安全運転管理者の選任を必要とする台数	副安全運転管理者の選任を必要とする台数
・定員11人以上の自動車を1台以上使用している事業所	・20台以上40台未満の自動車を使用している事業所1人
・その他の自動車を5台以上(二輪の自動車は0.5台で計算)	・40台以上20台までを超えるごとに1人を加算していた人数

※事業用自動車(緑ナンバー)については、運行管理者制度がありますので安全運転管理者の選任は不要です。

マイナンバー制度

準備を進めましょう 早めがいいですね～

★社会保障と税制度の効率性・透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現する！★

社員のマイナンバーはこちら

入 社

源泉徴収票などの作成

退 職

社員以外のマイナンバーはこちら

支払調書の作成



社員の入社から退職まで

税理士や大家・地主の
マイナンバーも使います



テレビコマーシャルも始まりました「マイナンバー」いよいよ10月から住所地を管轄する市町村から個人へ届きます。そして、来年1月からは、雇用保険の資格取得や喪失にこのマイナンバーを使用することになっています。ということで、会社として必要な準備はできていますか？

- ① マイナンバーを適正に扱うための社内規程づくり
- ② マイナンバーに対応したシステム開発・改修
- ③ 特定個人情報の安全管理措置検討
- ④ 社内研修・教育の実施



会社に求められています

《必要かつ適切な監督》

- ① 委託先の適切な選定
- ② 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
- ③ 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

《安全管理措置》

- 基本方針の策定
- 取扱規程等の策定
- 組織的安全管理措置
- 人的安全管理措置
- 物理的安全管理措置
- 技術的安全管理措置

マイナンバー法には、取扱数の規定はなく、ひとつでも所持し使用するすべての「事業者」に適用されます。個人・法人、規模は関係ありません。

牟田事務所では、基本方針、特定個人情報取扱規程、委託契約書、個人番号利用目的通知書及び委任状等作成し準備を進めているところです。

まずは、基本方針策定から一緒に勉強していきませんか。お声をかけてください。